○建設省告示第　　号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下、「令」という。）第七十三条第五項、令第七十七条ただし書、令第七十七条の二第二項ただし書、令第七十八条ただし書及び令第七十八条の二第一項第三号に基づく構造計算の基準を次のように定める。

平成十二年　　月　　日

建設大臣　林　寛子

鉄筋コンクリート造の鉄筋の継手及び定着の構造方法を適用しない構造計算を定める等の件

第一　令第七十三条第五項の規定に基づく構造計算は、次のものとする。

一　令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

二　継手及び定着部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該部分に生ずる力が、それぞれ令第三章第四款に規定する材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定よって特定行政庁が指定す	備　考

			る多雪区域における場合
積雪時	G+P+1.4S	G+P+1.4S	
暴風時	G+P+1.6W	G+P+1.6W	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		G+P+0.35S+1.6W	
地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力

P　第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力

S　第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W　第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力

K　第八十八条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を一・〇以上とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の靭性を適切に評価する場合においては、〇・三を限度として標準せん断力係数を低減できるものとする。）

第二　令第七十七条ただし書きの規定に基づく構造計算は、次のものとする。

一　令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

二　柱に生ずる力を第一第二号の表に掲げる式によって計算し、当該柱に生ずる力が、それぞれ令第三章

第四款に規定する材料強度によって計算した当該柱の耐力を超えないことを確かめること。

第三　令第七十七条の二第二項ただし書きの規定に基づく構造計算にあっては、当該床版の接合部の実況に即して建築物全体について令第三章第一款の二に基づき許容応力度等計算を行い、構造耐力上安全であることを確かめること。

第四　令第七十八条ただし書きの規定に基づく構造計算は、次のものとする。

一　令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

二　はりに生ずる力を第一第二号の表に掲げる式によって計算し、当該はりに生ずる力が、それぞれ令第三章第四款に規定する材料強度によって計算した当該はりの耐力を超えないことを確かめること。

第五　令第七十八条の二第三号ただし書きの規定に基づく構造計算は、次のものとする。

一　令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

二　耐力壁に生ずる力を第一第二号の表に掲げる式によって計算し、当該耐力壁に生ずる力が、それぞれ令第三章第四款に規定する材料強度によって計算した当該耐力壁の耐力を超えないことを確かめること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。